

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の 第一号被保険者の保険料減免について

## 減免申請の対象となる方について

減免申請の対象となる方は、次の(1)又は(2)に該当する**第1号被保険者(65歳以上)**です。

(1)新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が**死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者**

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、**世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」といいます。)**の減少が見込まれ、次の2つの要件全てに該当する**第一号被保険者**

■ 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償金などにより補てんされる金額を控除した額)が、前年の事業収入等の額の**10分の3以上**であること。  
(※前年、今年ともに年金収入のみで収入減が見込めない方は、対象外となります。)

■ 減少が見込まれる収入**以外**の前年中の所得の合計額が**400万円以下である。**

## 保険税の減免額について

減免申請の対象となる第一号被保険者の区分は、次のとおりです。

(1)その属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

減免の対象となる保険料について、**全部を減免**

(2)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、2つの要件全てに該当する**第一号被保険者**

**対象保険税額(A×B/C)×減免の割合(D)**により計算します。

■A: 当該第一号被保険者の保険料

■B: 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

■C: 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

■D: 減免の割合は次の表のとおり

主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額	減免割合
200万円以下であるとき	全部
200万円超えるとき	10分の8

(注)BまたはCの金額が0円以下(非課税)の場合は減免に該当しません。

## 減免の対象となる保険料について

令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料が減免の対象となります。

### 平成31年度(令和元年度)の保険料

- 普通徴収の場合:令和2年2月以降に発行した納付分
- 特別徴収の場合:令和2年2月の年金から差引いた分

### 令和2年度の保険料

- 保険料の全額

※ 介護保険加入手続きが遅れた場合は、介護保険に加入すべき日までさかのぼって加入することとなりますが、この場合は、令和2年2月以降の保険料が減免の対象となります。

## 申請に必要な書類等について

- ① 事業収入等が確認できる書類(写し可)

(書類の例) 帳簿、給与明細など

- ② 事業の休廃止や休業したことが確認できる書類(写し可)

(書類の例) 廃業届、休業届、解雇通知書、退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証 など

- ③ 介護保険料減免申請書

- ④ 収入申告書

※ ③と④の書類については、小値賀町福祉事務所福祉係に用意していますので、ご連絡ください。

申請書の提出先・お問い合わせ先

小値賀町福祉事務所 福祉係

電話:0959-56-3111

## 減免の計算例（事業収入等が30%以上減少）

### 例：年金と事業収入がある場合

平成31年度・令和2年度の保険料段階が第7段階（年額79,090円）の場合

・徴収方法：特別徴収

・減免期間の対象保険料額(A)

(1) 平成31年度2月期の特別徴収額：13,100円(の場合)

(2) 令和2年度の年間保険料額：79,090円

(1) + (2) = **92,190円(A)**

所得・収入見込額表（収入額と所得額は一例です。）

区分	H31年1月～R元年12月		R2年1月～R2年12月
	所得額	収入額	収入見込み額
年金	120万円	240万円	240万円
事業収入等	<b>70万円(B)</b>	200万円	100万円
合計	<b>190万円(C)</b>	440万円	370万円

1 対象保険料額 (A) × (B) ÷ (C) 92,190円 × 70万円 ÷ 190万円 = **33,964円**

2 減免割合 全部(主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額(C)が200万円以内)

3 減免額 33,964円 × 全部(10割) = **33,964円**

4 減免後保険料 92,190円 - 33,964円 = **58,220円 (10円未満切り捨て)**